YOGAR JAPAN 規約

第1章 総則

第 1 条 (名 称) スタジオ名は、YOGAR JAPAN (以下「本スタジオ」という)と称します。

第 2 条 (目的) 本スタジオは、会員の心身の健康増進並びに会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における豊かで健康なコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

第3条(運営・管理) 本スタジオの運営・管理は、LEMOND株式会社(以下「会社」という)が行います。

第2章 会員

第4条(会員種別)会員種別は、別途定めるものとします。会社が必要と認める時には新たな会員種別を設置及び、廃止することができます。

第 5 条 (入会資格) 本スタジオの会員は、本スタジオの趣旨に賛同し本規約、細則 その他 会社の定める事項を確認した上、これらを遵守することを承諾した方で、次 の各号の全てに該当する方とします。

- (1)満年齢 16歳以上の方。
- (2)健康状態が本スタジオの施設利用に支障のない方。
- (3)暴力団等に関わりを持たない方。
- (4)他の会員の施設利用に影響を与えず、その他会社が適当と認めた方。

第 6 条 (会員資格の取得)本スタジオに入会を希望する方は、所定の入会申込手続きを行い、会社の承認を得た上で所定の入会登録料を会社に納入した時、会員資格を取得することができます。

第7条(会費)会員は、別に定める会費を施設の利用の有無を問わず、会社の定める方法にて、会社に納入しなければなりません。解約手続きが完了しない限り毎月支払いが発生いたします。必ず、解約手続きを行い、会費未納分がある方は未納分の支払い完了後、お手続きが処理されます。

第8条(利用者)

- (1)会社は、会員が月々の所定回数を超えて本スタジオを利用する際、会社が別途定める利用料を徴収します。
- (2)会社は、会員が別途定める施設及びレンタル品を利用する場合には、別途利用料を徴収いたします。

第 9 条 (会員 ID)

- (1)会社は、会員に対して会員 ID を発行いたします。
- (2)会員は本スタジオ利用予約に際して、会員 ID にて所定のウェブサイトよりログインできます。
- (3)会員 ID は、他に貸与できないものとします。
- 第 10条(会員資格の譲渡等) 会員資格は会員本人限りとし、その会員資格を他に譲渡、相続及び名義変更することはできません。
- 第 11 条(休会) 休会を希望する場合は、本スタジオ所定の期日である前月 10 日までに手続きを行うものとします。休会中の会員は、会社の定める休会期間経過後、休会延長手続きが無い場合、自動復帰となります。
- 第 12 条(退会) 退会を希望する場合は、本スタジオ所定の期日である前月 10 日までに手続きを行うものとします。その際、会費等の未納金がある場合は、直ちにこれを精算するものとします。
- 第 13条(除名等) 会社は、次の各号該当の一つに該当する場合、会員資格の一定 期間停止または除名することができるものとします。
- (1)月会費等その他の支払を6ヶ月滞納したとき。
- (2)本規約、その他会社の定めた事項に反する行為があったとき。
- (3)会員 ID を第三者に使用させる等不正を行ったとき。
- (4)本スタジオのサービス内で物品販売、宣伝広告、政治活動、署名活動、個別指導の営利行為を行ったとき。

- (5)本スタジオのサービス等を故意または重大な過失により破損したとき。
- (6)その他会員として相応しくないと会社が認めたとき。

第 14条(届出事項の変更等)会員は、氏名、住所、連絡先及びその他入会申込書記載事項に変更が生じた場合には、速やかに会社に届け出るものとします。変更 届の未提出による会社からの通知等の不備に関する一切の責任は会員が負うものとします。

第3章 ビジター

第 15条(ビジター)

- (1)会員以外では会社が適当と認めた方(以下「ビジター」という) は、営業時間内に本スタジオのサービスを予約の上利用することができます。
- (2)ビジターは本スタジオ利用に際し、会社が定める利用料を支払うものとします。
- (3)ビジターは満年齢 16歳以上の方に限ります。
- (4)会社が必要と認めた場合には、ビジターの入場を制限することができます。
- (5)会員は、ビジターに対し、本規約、細則、その他会社が定める事項を、その責任において遵守させるものとします。

第4章 運営・管理

第 16条(運営・管理)

- (1)本スタジオの運営・管理は会社の責任において行います。
- (2)会員は、会社の運営・管理について関与できません。
- (3)会社は施設の利用規定等、運営・管理に関与する規則を定め、且つこれを変更することができます。

第 17 条 (規約等遵守の義務) 本スタジオ利用者 (以下「利用者」という)は、本規約及びその他会 社が定める運営・管理に関する事項を遵守しなければなりません。

第 18条(サービス利用の制限)

- (1)会社は、特別事項、講習会開催、施設の改修、その他必要と認めた時、施設の全部または一部の利用を制限することができます。
- (2)会社は施設によって予約の扱いを必要とし、利用時間を制限することができます。
- (3)会社は次の各号の一に該当する方の利用を禁止するものとします。
- 1暴力団関係者及び本スタジオが不適当と認める方。
- 2 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
- 3 医師等により運動を禁じられている方。
- (4)会社は、次の各号の一に該当する方の施設利用に際し、医師による診断書の提出を求めることができます。また、必要と認められた場合には、施設の利用を禁止するものとします。
- 1 現在治療中の方。
- 2 現在投薬中の方。
- 3心疾患、高血圧症、糖尿病、整形外科疾患等の既往歴のある方。

第 19 条 (責任事項)

- (1)利用者は、自己責任と負担において本スタジオのサービスを利用するものとします。
- (2)会社は、利用者に発生した傷害、盗難等の人的、物的事故並びに、既往歴の有無を問わず、利用者に発生した疾病その他一切の身心の症状について一切の責任を負わないこととします。
- (3)利用者が本サービス内で、会社または第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとします。

第5章 インターネット予約サービス

第 20 条 (インターネット予約 サービスの利用) 会員はインターネット予約 サービス (以下「本サービス」という)を利用できます。

第 21 条 (インターネット 予約 サービスの内容)

- (1)本サービスでは、パソコン、スマートフォンから、受講予約、予約 内容の確認/取り消し等ができます。本スタジオは本サービスの内容の一部もしくは全部を停止・変更・中止する場合があります。
- (2)本スタジオは、本サービスの提供を保証するものではなく、その一部または全部の提供の停止、中止または変更により会員が被ったいかなる不利益・損害について一切の責任を負いません。

第 22 条 (インターネット予約サービスの提供時間) 本サービスは、原則として年中無休でご利用いただけます。 ただし、メンテナンス作業等、会社が中断または停止が必要と判断した場合、会社は本サービスの提供を中断または停止することがあります。本スタジオは本サービスを年中無休で提供することを保証するものではなく、本サービスの中断または停止により会員が被ったいかなる不利益・損害について一切の責任を負いません。

第 23 条 (ID、パスワードの管理) 会員は、自らの責任において ID 及びパスワードを管理するものとします。 会員の ID 及びパスワードを用いてなされた一切の本サービス利用行為は、当該会員本人によって行われたものとみなします。

第 24 条 (利用設備) 会員は、自らの責任と負担において本サービスを利用できる適切な 利用環境(機器・ソフトウェア等)を用意するものとします。

第 25 条 (不保証) 本スタジオは、本サービスの提供に万全を期しており、本サービスに不具合、不備、ウィルス等の瑕疵が発見された場合には本クラブの相当と認める措置をとりますが、本クラブは、本サービスの提供にあたり 本サービスに瑕疵が存在しないことを保証するものではありません。

第6章 その他

第26条(料金の改定)会社は、経済情勢の変化、その他の事由により、会費等の料金を随時改定できるものとします。

第27条(細則等)本規約に定めのない事項並びに運営上必要な事項は、別途細則等で会社が定めるものとします。

第 28 条 (閉鎖) 会社は次の場合、本スタジオを閉鎖することができます。この場合、すべての会員は退会とし、何等の異議申立をすることはできません。また、会社は会員に対し、特別の補償は行わないものとします。

- (1)法令の制定改廃または行政指導により営業が不可能になったとき。
- (2)災害その他により施設の被害が大きく、営業が不可能になったとき。
- (3) 著しい社会情勢の変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

第 29 条(改訂) 会社は、本規約を必要に応じて改訂することができるものとし、その 効力はすべての会員に及ぶものとします。

第30条(その他) 本規約に定めなき事項並びに業務運営上必要な事項は、会社がこれを定めるものとします。

第 31 条(施行) 本規約は、2020 年 10 月 1 日より施行いたします。